

平成18年 6 月29日	変更
平成21年 6 月26日	変更
平成27年 6 月26日	変更
平成28年 6 月26日	変更
令和 4 年 6 月28日	変更
令和 5 年 6 月28日	変更
令和 8 年 6 月25日	変更

定 款

日本製麻株式会社

日本製麻株式会社定款

目 次

第 1 章	総 則	-----	1
第 2 章	株 式	-----	2
第 3 章	株 主 総 会	-----	3
第 4 章	取締役および取締役会	-----	4
第 5 章	監査等委員会	-----	6
第 6 章	会 計 監 査 人	-----	7
第 7 章	計 算	-----	7
附	則	-----	7

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は S E I M A ホールディングス株式会社と称する。
英文では THE SEIMA HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社その他の法人等の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 黄麻繊維ならびに各種繊維の紡織、製造、加工ならびに販売
- (2) 化成品の製造、加工ならびに販売
- (3) 紙製品の製造、加工ならびに販売
- (4) 食品の製造、加工ならびに販売
- (5) 米穀、精麦、小麦粉、麴、雑穀、飼料、肥料の仕入ならびに販売
- (6) 衣料用、資材用各種繊維製品およびその繊維原料の仕入ならびに販売
- (7) 医療機器の仕入ならびに販売
- (8) 不動産の売買ならびに賃貸経営
- (9) ホテル、レストラン、スナック、売店、スーパーストアその他の経営
- (10) 酒類の販売
- (11) 建物内装工事業
- (12) 管工事業
- (13) 造園、園芸施設および造園土木工事の請負、設計施工ならびに監理
- (14) 古物の売買
- (15) 古美術品の売買
- (16) 家具の売買
- (17) 各種建築資材、室内装飾品の販売
- (18) 自動車用品の製造、加工、仕入ならびに販売
- (19) 土木、建築工事の設計、施工、監理
- (20) 石、タイル、レンガ、ブロック工事業の設計、施工、監理
- (21) 精密機器の製造、販売ならびに輸出入
- (22) ペットフード、ペット用品の製造および販売
- (23) ヘルスケアに関する事業
- (24) 農産物の生産および販売
- (25) コンサルタント業
- (26) 人材派遣業

- (27) 広告業および広告代理店業
- (28) 太陽光、風力、水力等の自然エネルギーを利用した発電装置の研究、企画開発、設計、製造、販売、据付工事、保守および管理
- (29) 蓄電池に関する施設、設備の開発、設置、施工および販売
- (30) 蓄電池および蓄電システムの開発、製造、輸出入および販売
- (31) 発電および電気の供給、販売
- (32) フランチャイズチェーンシステムによる加盟店募集および加盟店の指導業務
- (33) 産業用ロボットの製造および販売
- (34) 前各号に付帯関連する輸出入業務を含む一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を富山県砺波市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は1,750万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(新株予約権無償割当てに関する事項の決定)

第10条 当会社は、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のためになされる、新株予約権のうち一定の者はその行使または取得に当たり他の新株予約権者とは異なる取扱いを受ける旨の条件を付した新株予約権に係る新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議の委任による取締役会の決議により決定する。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社における株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよびその手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当会社の監査等委員である取締役以外の取締役は9名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は4名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は株主総会において監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役を区別して選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

- 第21条 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委託)

- 第24条 取締役会は、その決議により、重要な業務執行（法令が定めるところを除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(代表取締役および役付取締役)

- 第25条 取締役会は、その決議によって監査等委員である取締役以外の取締役の中から代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって監査等委員である取締役以外の取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の決議の省略)

- 第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(相談役および顧問)

第27条 取締役会は、その決議によって相談役および顧問各若干名を定めることができる。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役を区別して定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規程)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第34条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第35条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月31日とする。

- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

第 1 条 当社は、会社法第426条第 1 項の規定により、第87期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者

を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第2条 変更前定款第16条の規定の削除および変更後定款第16条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

2 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで効力を有するものとする。

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

3 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。

第3条 定款第1条（商号）の規定の変更は、2026年10月1日にその効力を生ずるものとする。なお、本条は、上記の効力発生日経過後これを削除する。